

令和 年 月 日

三田市長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きをしない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

### 空き家バンク登録申込書

三田市空き家バンク制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

#### 記

1. 登録物件及び内容は、空き家バンク登録カードに記載のとおりです。
2. 次に掲げる全ての事項について同意します。
  - (1) 登録の際の空き家の物件調査、契約交渉に関わる全てについて、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会三田・丹波支部（以下「兵庫県宅建協会三田・丹波支部」という）に依頼すること。併せて、兵庫県宅建協会三田・丹波支部へ登録内容を提供すること。
  - (2) 登録に際し、三田市（空き家バンク担当課）が、登記情報、住民登録情報、戸籍情報、固定資産税情報、暴力団員でないこと等、その他必要情報について関係各署に照会すること及び同市の指示により確認書類を提出すること。
  - (3) 個人情報を除く登録物件情報について、ウェブサイトや市窓口、市のイベント等で情報を公開すること。
  - (4) 空き家バンク登録後、不動産業者に媒介契約を依頼する場合や登録内容に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。
  - (5) 登録する物件について、各種法令等の適合状況に関して市は責任を負わないため、所有者と利用者の当事者間で十分に確認すること。
  - (6) 登録された物件について、売却等により所有権が移転するまでは適正な保全に努めること。

#### 《注意事項》

1. 市では、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、物件登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行いません。媒介行為に係る業務については、兵庫県宅建協会三田・丹波支部に市から依頼します。

なお、兵庫県宅建協会三田・丹波支部の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第17号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
2. 三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本制度の目的以外に利用いたしません。